

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月一日開催の臨時社員総会の決議並びに松山市長の認可により、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

愛媛県松山市北条辻一四四三番地六
医療法人菅齒科医院
清算人 菅 泰晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県石川郡古殿町大字山上字鹿場一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 芳賀 彬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

福島県西白河郡矢吹町中沖一七番地
相続財産清算人 司法書士 小針 啓幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市金指三六九番地二、最後の住所茨城県石岡市上曽一五三四番地
被相続人 亡 嶋田 幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

茨城県土浦市木田余西台二番六六一〇三
号 風間法律事務所
相続財産清算人 弁護士 風間 治人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字瓦葺一七一九番地六、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 田村 俊平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七一七浦
和チクラビル四階浦和法律事務所
相続財産清算人 弁護士 守重 典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市領家三丁目二四番一、最後の住所埼玉県川口市元郷三丁目一六番一八号
被相続人 亡 鷺 雄一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目一二番
一号カタヤマビル四階弁護士法人ながの法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡部 晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市大字下唐子一九〇九番地七、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 関口信太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

埼玉県東松山市松葉町二丁目一番一三号東
松山総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 五十川剛俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市四ツ屋字砂崎三四番地、最後の住所東京都足立区新田三丁目七番九号幸栄荘八号
被相続人 亡 齊藤 清忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都千代田区神田多町二丁目一番力ツミビル五階 弥生共同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川村 理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住柳町一六番地、最後の住所東京都足立区千住柳町四番六号
被相続人 亡 齋藤 篤子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都豊島区池袋二丁目一四番五号丸十ビル二階 アルク法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵村山市岸一丁目一七番地一六、最後の住所東京都武蔵村山市岸一丁目一七番地の一六
被相続人 亡 篠澤 福男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

事務所東京都新宿区市谷本村町二番一
号外濠スカイビル五階 四谷外濠法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小川 宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西品川三丁目八九〇番地、最後の住所横浜市中区本町一丁目四番地二八五番地カールデアの家
被相続人 亡 増岡 順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

神奈川県横浜市中区本町一丁目四番地ブラ
イムメゾン横浜日本大通三階
相続財産清算人 弁護士 菊地 哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区戸手二丁目一番一、最後の住所横浜市中区戸手二丁目一番五五一六〇一
被相続人 亡 國府田京司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

神奈川県横浜市中区本町一丁目四番地ブラ
イムメゾン横浜日本大通三階
相続財産清算人 弁護士 菊地 哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区上目黒五丁目一五七三番地、最後の住所神奈川県川崎市幸区小向町一〇番二二号リアンレーヴ川崎幸
被相続人 亡 福榮 嘉明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

川崎市川崎区宮前町八番一三番 大幸ビル
四〇三三番室 川崎さくら法律事務所
相続財産清算人 弁護士 谷貝 弓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二九一三番地二七、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二九一三番地二七
被相続人 亡 大澤 和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十四日

長野県佐久市岩村田八二二 大井基弘法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大井 基弘

第57期決算公告

令和8年8月7日

宮城県亶理郡山元町坂元字町68番地

岩機ダイカスト工業株式会社

代表取締役 齋藤 明彦

貸借対照表の要旨 (令和8年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,203,926	流動負債	1,599,812
固定資産	7,395,787	固定負債	(132,000)
		引当金	1,470,256
		退職給付引当金	(396,752)
		株主資本	11,413,553
		資本剰余金	200,000
		利益剰余金	1,000
		利益準備金	11,214,899
		その他利益剰余金	50,000
		その他利益剰余金	11,164,899
		うち当期純利益	(383,211)
		自己株式	Δ2,346
		評価・換算差額等	116,092
資産合計	14,599,713	負債・純資産合計	14,599,713